Energia

第93回
定時株主総会
招集ご通知

日時

平成29年６月28日（水曜日）
午前10時（受付開始　午前８時50分）

場所

広島市中区小町４番33号
当社本店

当日ご出席の場合は，資源節約のため，本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

決議事項

会社提案（第１号議案から第２号議案まで）

第 １ 号議案　剰余金の処分の件

第 ２ 号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

株主提案（第３号議案から第８号議案まで）

第 ３ 号議案　定款一部変更の件（1）

第 ４ 号議案　定款一部変更の件（2）

第 ５ 号議案　定款一部変更の件（3）

第 ６ 号議案　定款一部変更の件（4）

第 ７ 号議案　定款一部変更の件（5）

第 ８ 号議案　定款一部変更の件（6）

目　次

第93回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 5
連結計算書類 …… 29
計算書類 …… 32
監査報告 …… 35
株主総会参考書類 …… 39

中国電力株式会社

証券コード：9504

（証券コード：9504）
平成29年６月７日

株 主 各 位

広島市中区小町４番33号
中国電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　清 水 希 茂

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り，厚くお礼申しあげます。

さて，第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお，当日ご出席いただけない場合は，**同封の議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使することができます**ので，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして，**平成29年６月27日（火曜日）午後５時20分までに議決権を行使していただきますよう**お願い申しあげます。

また，議決権行使の方法につきましては，後記の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月28日（水曜日）午前10時

２．場　　所　　広島市中区小町４番33号　当社本店

◎　当日は，節電への取り組みとして冷房を控え目にさせていただきますので，軽装でご来場くださいますようお願い申しあげます。

なお，当社役員および係員につきましても，軽装（クールビズ）とさせていただきますので，ご了承くださいますようお願い申しあげます。

3．目的事項

報告事項　　平成28年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告，連結計算書類，計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

＜株主提案（第３号議案から第８号議案まで）＞

第３号議案　定款一部変更の件（１）

第４号議案　定款一部変更の件（２）

第５号議案　定款一部変更の件（３）

第６号議案　定款一部変更の件（４）

第７号議案　定款一部変更の件（５）

第８号議案　定款一部変更の件（６）

上記各号議案の内容等は，39ページ以降の「株主総会参考書類」に記載してあります。

以　上

◎　招集ご通知に添付すべき事業報告，連結計算書類，計算書類，会計監査人の監査報告および監査等委員会の監査報告は，５ページから38ページに記載のとおりであります。ただし，連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」については，法令および定款第16条の規定に基づき，以下の当社ホームページに掲載しておりますので，本書には記載しておりません。

なお，「連結注記表」および「個別注記表」につきましては，会計監査人および監査等委員会がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類および計算書類等の記載内容について，株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には，以下の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ　http://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま１名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

行使期限　平成29年６月27日（火曜日）午後５時20分



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき，行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

詳細は次ページをご覧ください

議決権行使ウェブサイトにアクセスし，行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは，当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイト

http://www.web54.net

右記ＱＲコードからのアクセスも可能です。

（ＱＲコードは，株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

■ 議決権行使ウェブサイトへのアクセス等について

パソコン，スマートフォンまたは携帯電話から，議決権行使ウェブサイトにアクセスし，同封の議決権行使書用紙をご用意のうえ，画面の案内に従い，議案に対する賛否をご入力ください。

▶携帯電話向けサイト画面

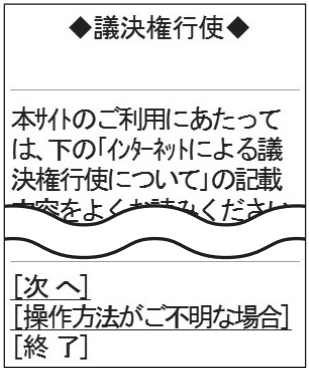

▶パソコン，スマートフォン向けサイト画面

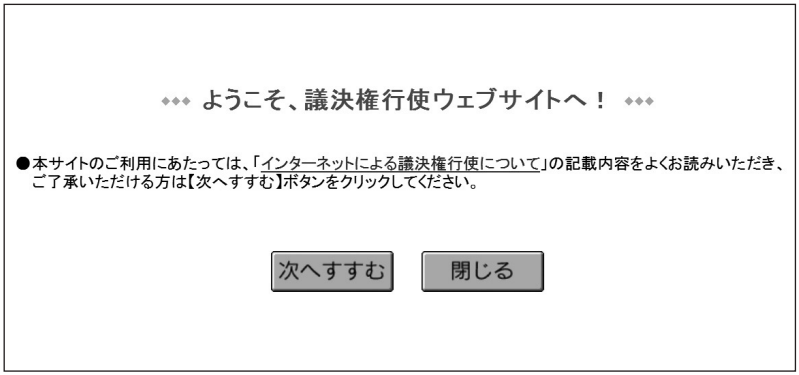

■ 注意事項等について

（1）書面とインターネット等により，二重に議決権を行使された場合は，インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（2）インターネット等により，複数回，議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（3）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は，株主さまのご負担となります。

（4）携帯電話から議決権行使される場合について，セキュリティ確保のため，128bitSSL暗号化通信が可能な機種にのみ対応しておりますので，一部の機種ではご利用できません。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル **0120-652-031**（午前９時～午後９時）

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．中国電力グループの現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

平成28年度におけるわが国の経済情勢をみますと，雇用・所得環境の改善が続く中で，個人消費は底堅く推移したものの，海外経済の不透明感の高まりや円高の進展などで，年度前半に輸出が減少し生産活動が伸び悩んだことから，景気は緩やかな回復にとどまりました。当中国地方においても，ほぼ全国と同様の状況で推移しました。

このような中で，当年度の連結収支につきましては，収益面では，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の賦課金と交付金の増加および販売電力量の増加はあったものの，燃料費調整制度の影響により電気料金収入が減少したことなどから，売上高（営業収益）は１兆2,003億円と前年度に比べ311億円の減収となりました。

費用面では，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の納付金などの増加はありましたが，経営全般にわたる効率化に加え，燃料価格の低下による原料費の減少などにより，営業費用は１兆1,658億円と前年度に比べ156億円の減少となりました。

この結果，営業利益は345億円と前年度に比べ154億円の減益となりました。これに支払利息などの営業外損益を加えた経常利益は194億円と前年度に比べ197億円の減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は，渇水準備金および原子力発電工事償却準備金を引き当て，法人税などを控除した結果，113億円となり，前年度に比べ157億円の減益となりました。

事業別の業績（内部取引消去前）につきましては，次のとおりとなりました。

〔電気事業〕

当年度の販売電力量は，前年度に比べ0.9％増の572.5億kWhとなりました。この内訳をみますと，低圧需要（電灯・電力）は，夏季の高気温による冷房需要の増加や，冬季の気温が前年に比べて低めに推移したことによる暖房需要の増加などから，前年度に比べ2.5％増の203.3億kWhとなりました。また，高圧・特別高圧需要（業務用・産業用）は，鉄鋼の産業用大口電力が増加したことなどから，前年度に比べ0.1％増の369.2億kWhとなりました。

売上高は，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の賦課金と交付金の増加および販売電力量の増加はあったものの，燃料費調整制度の影響により電気料金収入が減少したことなどから，１兆1,007億円と前年度に比べ161億円の減収となりました。

営業費用は，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の納付金などの増加はありましたが，経営全般にわたる効率化に加え，燃料価格の低下による原料費の減少などにより，１兆729億円と前年度に比べ51億円の減少となりました。

この結果，営業利益は277億円と前年度に比べ109億円の減益となりました。

〔総合エネルギー供給事業〕

売上高は，ＬＮＧ販売事業収入が減少したことなどから，354億円と前年度に比べ82億円の減収となりました。

営業費用は，燃料価格が低下したことなどから，333億円と前年度に比べ67億円の減少となりました。

この結果，営業利益は20億円と前年度に比べ15億円の減益となりました。

〔情報通信事業〕

売上高は，電気通信関係事業収入が増加したことなどから，411億円と前年度に比べ8億円の増収となりました。

営業費用は，委託費の増加などから，383億円と前年度に比べ26億円の増加となりました。

この結果，営業利益は27億円と前年度に比べ18億円の減益となりました。

〔その他の事業〕

（環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業，電気事業サポート ほか）

売上高は，1,191億円と前年度に比べ152億円の減収となりました。

営業費用は，1,163億円と前年度に比べ137億円の減少となりました。

この結果，営業利益は27億円と前年度に比べ14億円の減益となりました。

事業区分	売上高（億円）	営業費用（億円）	営業利益（億円）
電気事業	11,007	10,729	277
総合エネルギー供給事業	354	333	20
情報通信事業	411	383	27
その他の事業	1,191	1,163	27
内部取引消去	△ 960	△ 952	△ 7
合計	12,003	11,658	345

⑵　対処すべき課題

昨年４月の電力の小売全面自由化に続き，本年４月からガスの小売全面自由化も開始され，今後，地域間やエネルギー間の垣根をこえた競争がますます激化するものと見込まれます。また，平成32年４月までに送配電部門の法的分離が求められており，電気事業は大きな変革の時代を迎えています。

一方，当社グループにおいては，業務全般にわたる経営効率化に努めたものの，当年度の連結収支は大幅な減益となりました。また，抜本的な経営基盤の回復・経営の安定化に不可欠な原子力発電所の稼働は依然見通しが立っておらず，引き続き厳しい状況に変わりはありません。

このような中，当社グループといたしましては，「信頼。創造。成長。」の企業理念のもと，コンプライアンス最優先の業務運営を基本としながら，中国電力グループ経営ビジョンの実現に向けて，以下の諸課題に取り組んでまいります。

【電力の小売全面自由化等への対応】

電力の小売全面自由化を受け，中国地域にも多くの新電力が参入するなど，競争が激しくなっています。このような中，昨年から提供している会員制ＷＥＢサイト「ぐっとずっと。クラブ」および新料金メニュー「ぐっとずっと。プラン」の会員・加入口数が，いずれも当年度末時点で50万口を突破しており，多くのお客さまから確かな評価をいただいております。

当社グループとしては，家庭から事業用までエネルギーに関する多様なニーズに対し，付加価値の高いサービスを提供していくことなどで，事業基盤である中国地域のお客さまに引き続き選択していただくことを目指してまいります。

加えて，中国地域外や海外における収益基盤を確立するための取り組みを進めております。

中国地域外では，首都圏における電気の販売を行っており，付加価値の高いサービスの展開でさらなる収益の拡大を目指します。また，本年４月には，千葉市での石炭火力発電所の開発に向けた検討を進めるため，ＪＦＥスチール株式会社と共同で新会社を設立しました。

海外では，昨年３月に出資参画したマレーシアの石炭火力発電事業において発電所の建設を進めております。また，昨年７月には，シンガポールに当社初の駐在員事務所を設置し，アジア諸国を中心に海外発電市場の情報収集等を継続的に行っております。引き続き，新たな海外投資案件の発掘・具体化により，収益力強化に取り組んでまいります。

今後もリスクを見極め，時機を逸することなく，当社グループの強みが活かせる成長事業の育成・拡大に取り組んでまいります。

【島根原子力発電所の再稼働・運転開始に向けた取り組み】

原子力発電所の事故を決して起こしてはならないという確固たる決意のもと，新規制基準への適合はもちろんのこと，さらなる安全性を不断に追求し，みなさまに安心していただける原子力発電所を目指してまいります。

具体的には，緊急時対策所や航空機衝突その他のテロ行為による重大事故等に対処するための特定重大事故等対処施設の設置など，設備面の安全対策に取り組んでまいります。また，社員の危機管理に対する意識を高め，緊急時の対応能力を維持・向上させる訓練・教育などを引き続き実施してまいります。

島根２号機については，原子力規制委員会における新規制基準への適合性審査が進められており，引き続きこれに総力をあげて対応してまいります。また，島根３号機についても申請に向けて準備を進めてまいります。

当社グループは，安全性を一層高める取り組みを積み重ね，地域のみなさまのご理解を得ながら島根原子力発電所の再稼働・運転開始に向け，最大限取り組んでまいります。

なお，島根１号機については，本年４月，廃止措置計画の認可を受けました。今後も安全確保を最優先に，廃止措置に責任を持って取り組んでまいります。

【徹底した経営効率化の取り組み】

島根原子力発電所の運転停止が長期化している中においても，収支の改善・財務体質の悪化抑制を図り，競争力を強化していくため，徹底した経営効率化の取り組みを一層強化してまいります。

具体的には，競争発注の拡大などによる請負・資機材等の調達コストの低減，燃料費の削減，労働生産性の向上などに取り組むとともに，今後の事業環境の変化を見据え，恒常的なコストの削減につながるよう，業務の進め方の抜本的な見直しに取り組んでまいります。

【安定供給確保に向けた取り組み】

当社グループは，電源の競争力強化を図りつつ，将来にわたり，低廉で高品質な電気を安定的に供給するという当社の変わらぬ使命を果たすため，中長期的な展望に立った設備の形成・信頼度維持などに取り組んでまいります。また，送配電部門の法的分離についても，安定供給や効率性を阻害することがないよう，着実に準備を進めております。

資源の乏しいわが国においては，特定のエネルギー源に過度に依存することなく各種電源の特徴を活かしながらバランスよく活用していくことが必要であり，とりわけ，国のエネルギー政策において重要なベースロード電源と位置付けられている原子力発電については，温室効果ガスの削減を継続的に進めていくためにも，一定比率維持していく必要があります。

当社としても，より一層安全性に優れた新規原子力発電所の開発を計画的に進めていくことが重要であると考えております。島根１号機の廃止を考慮すると，島根３号機の早期運転開始はもとより，新規原子力である上関原子力発電所の開発はこれまで以上に重要な経営課題であり，早期に着手できるよう，引き続き取り組んでまいります。

火力発電に関しても，経年化が進む既設火力発電所の代替として，最新鋭の発電技術を採用することによりCO_2排出削減にも配慮した三隅発電所２号機の開発を進めていくこととしており，現在，環境影響評価手続きなどに取り組んでおります。

また，トラブルの未然防止や災害への備えのため，設備の計画的かつ確実な点検・補修，更新工事など将来にわたる電力の安定供給確保に取り組むとともに，業務品質の維持・向上に向け，実践的な訓練や点検作業を通じ，グループの保有する技術・技能の向上と着実な継承に努めてまいります。

【地球温暖化問題への取り組み】

地球温暖化問題については，昨年11月に温室効果ガス削減に関する2020年以降の新たな国際枠組み（パリ協定）が発効するなど，世界的な対応が求められているところであり，当社グループにとっても重要な課題となっております。

当社を含む電気事業者は，電気事業全体のCO_2排出抑制目標を掲げ，低炭素社会の実現に向けて取り組んでおります。

当社グループとしては，安全確保を大前提とした原子力発電の活用や再生可能エネルギーの導入拡大，「大崎クールジェンプロジェクト」による火力発電の高効率化・クリーン化に資する技術開発などに努めていくことにより，温室効果ガスの削減に引き続き取り組んでまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は大きく変化しておりますが，「地域で選ばれ，地域をこえて成長する企業グループ」を目指して取り組んでいくことで，地域の発展に貢献しつつ，株主のみなさまのご期待に応えることができるよう努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては，今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

中国電力グループ経営ビジョン

【2020年代を展望した目指す企業グループ像】

地域で選ばれ、地域をこえて成長する企業グループ

- お客さま満足度ナンバーワンのサービスをご提供します。
- 国内トップレベルの電源競争力を実現します。
- 低廉で高品質な送配電ネットワークサービスをお届けします。
- 国内の他地域や海外における収益基盤を確立します。
- 事業活動を通じて地域の課題解決と発展に貢献します。

【利益・財務の目標】

- 震災前を上回る利益水準（連結経常利益600億円以上/年）を安定的に確保します。
- 健全な事業運営に必要な財務基盤として、まずは震災前の水準（連結自己資本比率25%程度）を確保します。

※2020年代のできるだけ早い時期の実現を目指します。

⑶　設備投資の状況

①設備投資額

事業区分	金額（億円）
電気事業	1,529
総合エネルギー供給事業	18
情報通信事業	83
その他の事業	35
内部取引消去等	△　23
合計	1,641

②工事中の主な設備（平成29年３月31日現在）

発電設備

名称	出力（万kW）
（原子力） 島根原子力発電所３号機	137.3

⑷　資金調達の状況

①社債	発行額	1,569億円	償還額	1,600億円
②借入金	借入額	4,511億円	返済額	3,452億円
③コマーシャル・ペーパー	発行額	1,280億円	償還額	1,280億円

（注）上記①の社債発行額には，米ドル建普通社債5億米ドル（円換算額569億円）を含んでおります。

⑸ 財産および損益の状況

区　　分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当年度)
売上高（億円）	12,560	12,996	12,315	12,003
経常利益（億円）	△ 36	587	392	194
親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	△ 93	338	271	113
1株当たり当期純利益（円）	△ 25.88	93.38	74.83	31.84
総資産（億円）	29,480	31,062	30,709	31,007

⑹ 主要な事業内容 (平成29年３月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
総合エネルギー供給事業	燃料販売事業，電気・熱エネルギー供給事業
情報通信事業	電気通信事業，情報処理事業
その他の事業	環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業，電気事業サポート　ほか

(7) 重要な子会社の状況 (平成29年３月31日現在)

会社名	資本金(百万円)	当社の持株比率(%)	主要な事業内容
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	6,000	100.0	電気通信事業，情報処理事業
株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	4,653	100.0	燃料販売事業，電気・熱エネルギー供給事業，電気給湯機等販売・リース業
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	490	100.0	経理・労務業務等代行業，グループ内金融業
中電プラント株式会社	200	100.0	電力設備工事業
中国企業株式会社	104	100.0	不動産・ビル管理・リース業
中電工業株式会社	77	100.0	建築・塗装工事業
株式会社電力サポート中国	65	100.0	電材・配電設備設計業
中電環境テクノス株式会社	50	100.0	発電所諸装置運転・管理業
中国計器工業株式会社	30	100.0	電力量計修理・調整業，電気工事・電気通信工事業
中電技術コンサルタント株式会社	100	90.0	建設コンサルタント業
テンパール工業株式会社	150	56.0	電気機械器具製造業
中国高圧コンクリート工業株式会社	150	50.1	コンクリート製品製造業，土木・基礎工事業
株式会社アドプレックス	30	46.7	印刷・広告業
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd. (中国電力･オーストラリア･リソーシズ社)	百万豪ドル 60	100.0	エネルギー資源の探査・開発・生産業

(注) 1．当社の持株比率は，自己株式を控除して計算しております。
2．平成28年４月１日付で株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービスは，株式会社エネルギア・ライフ＆アクセスの電気給湯機等販売・リース業を吸収分割により承継し，同日付で株式会社エネルギア・ライフ＆アクセスは，株式会社電力サポート中国に商号変更いたしました。
3．平成29年４月１日付で中国企業株式会社は，株式会社エネルギアＬ＆Ｂパートナーズに商号変更いたしました。

当社の連結子会社は上記の会社を含め18社，持分法適用会社は15社であります。

⑻ 主要な事業所（平成29年３月31日現在）

①当社の主要な事業所

a．本店（広島県広島市）

b．支社 鳥取（鳥取県鳥取市），島根（島根県松江市），岡山（岡山県岡山市），山口（山口県山口市），東京（東京都千代田区）

c．営業所

営業所名	所在県名
鳥取，倉吉，米子	鳥取県
隠岐，松江，出雲，浜田，益田	島根県
小豆島	香川県
岡山東，津山，岡山，倉敷，高梁	岡山県
福山，尾道，三次，東広島，呉，矢野，広島北，広島，廿日市	広島県
岩国，柳井，周南，山口，萩，宇部，下関	山口県

d．主要な発電所

区分	発電所名（所在県名）
水力 （出力３万kW以上）	俣野川（鳥取県），潮（島根県），新成羽川（岡山県），可部，南原，滝山川（以上広島県）
火力 （出力20万kW以上）	三隅（島根県），水島，玉島（以上岡山県），大崎（広島県），岩国，柳井，下松， 新小野田，下関（以上山口県）
原子力	島根原子力（島根県）
太陽光	福山太陽光（広島県），宇部太陽光（山口県）

②重要な子会社の主要な事業所

会　　社　　名	本　店　所　在　地
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	広島県広島市
株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	
中電プラント株式会社	
中国企業株式会社	
中電工業株式会社	
株式会社電力サポート中国	
中電環境テクノス株式会社	
中国計器工業株式会社	広島県安芸郡府中町
中電技術コンサルタント株式会社	広島県広島市
テンパール工業株式会社	
中国高圧コンクリート工業株式会社	
株式会社アドプレックス	
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd. （中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）	オーストラリア

⑼ 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

事業区分	従業員数（名）	前年度末比増減（名）
電気事業	8,666	113減
総合エネルギー供給事業	235	96増
情報通信事業	914	31増
その他の事業	3,755	103減
合計	13,570	89減

（注）従業員数は，就業人員数を記載しております。

⑽ 主要な借入先（平成29年３月31日現在）

借入先	借入金残高（億円）
株式会社日本政策投資銀行	2,665
株式会社みずほ銀行	1,078
三井住友信託銀行株式会社	985
日本生命保険相互会社	712
株式会社広島銀行	693

2．当社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　10億株
⑵ **発行済株式の総数**　３億7,105万5,259株
⑶ **株主数**　122,585名
⑷ **大株主**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
山口県	34,005	9.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	20,182	5.9
日本生命保険相互会社	14,818	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,484	3.9
中国電力株式投資会	7,328	2.1
株式会社広島銀行	5,842	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	5,718	1.7
株式会社山陰合同銀行	5,547	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	5,078	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	4,469	1.3

（注）持株比率は，発行済株式の総数から自己株式26,522,804株を控除して計算しております。

3．当社の新株予約権等に関する事項（平成29年３月31日現在）

当社は，平成27年２月12日開催の取締役会決議に基づきユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

名称	2018年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	2020年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債
社債の総額	500億円	500億円
新株予約権の数	5,000個	5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	1,795円	1,993円
新株予約権の行使期間	平成27年(2015年)３月16日から 平成30年(2018年)３月９日まで	平成27年(2015年)３月16日から 平成32年(2020年)３月11日まで
社債の残高	500億円	500億円

（注）2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は，転換価額修正条項に従い，平成29年３月13日以降の転換価額を2,111円から1,795円に修正いたしました。

4．当社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成29年３月31日現在）

氏　名	地　位	担当，重要な兼職の状況等
苅田　知英	代表取締役会長	中国経済連合会会長
清水　希茂	代表取締役社長執行役員	
迫谷　章	代表取締役副社長執行役員	電源事業本部長
渡部　伸夫	代表取締役副社長執行役員	お客さまサービス本部長
小川　司徳	代表取締役副社長執行役員	人材育成担当，考査部門長，人材活性化部門長，原子力強化プロジェクト長
古林　行雄	取締役常務執行役員	電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長
松村　秀雄	取締役常務執行役員	グループ経営推進部門長，株式会社エネルギア・ビジネスサービス取締役社長，株式会社中電工社外監査役
平野　正樹	取締役常務執行役員	国際事業部門長，環境部門長，エネルギア総合研究所長
森前　茂彦	取締役常務執行役員	経営企画部門長，広報部門長
松岡　秀夫	取締役常務執行役員	流通事業本部長，情報通信部門長
岩崎　昭正	取締役常務執行役員	電源事業本部部長（原子力管理）
畝川　寛	取締役監査等委員(常勤)	広島ガス株式会社社外取締役
田村　浩章	社外取締役監査等委員	宇部興産株式会社相談役，山口県経営者協会会長，株式会社山口フィナンシャルグループ社外取締役
内山田　邦夫	社外取締役監査等委員	栄研化学株式会社社外取締役
野曽原　悦子	社外取締役監査等委員	弁護士

（注）１．当社は，平成28年６月28日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するとともに，役付執行役員（社長執行役員，副社長執行役員，常務執行役員）を新設いたしました。

２．当年度中の取締役・監査役の異動

(1) 平成28年４月１日異動

① 山下隆は取締役相談役に，苅田知英は取締役会長に，清水希茂は取締役社長にそれぞれ就任いたしました。

② 山下隆は代表取締役を退任いたしました。

(2) 平成28年６月28日異動

① 第92回定時株主総会において，内山田邦夫は取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。

② 取締役相談役山下隆，取締役副社長信末一之は，任期満了によりそれぞれ取締役を退任いたしました。また，常務取締役畝川寛，取締役田村浩章は，任期満了によりそれぞれ取締役を退任し，第92回定時株主総会において，それぞれ取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。

③ 常任監査役井上一男，監査役為汲一彦・渡辺一秀・佐藤正夫の４名は，任期満了によりそれぞれ監査役を退任いたしました。また，監査役野曽原悦子は任期満了により監査役を退任し，第92回定時株主総会において，取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。

④ 小川司徳は代表取締役副社長執行役員に就任いたしました。

3．社外取締役田村浩章は株式会社山口フィナンシャルグループの社外取締役であり，当社は同社のグループ銀行との間に資金借入等の取引関係があります。
4．社外取締役田村浩章・内山田邦夫・野曽原悦子の３名につきましては，東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
5．常勤の監査等委員を選定している理由は，社内事情に精通した者による重要な会議への出席，業務執行部門からの日常的な情報収集，内部監査部門等との緊密な連携により，監査の実効性を確保するためであります。
6．取締役（監査等委員）畝川寛は当社およびグループ企業において経理業務を所管する担当役員等を経験しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7．取締役を兼務しない役付執行役員は，次のとおりであります。

氏　　名	地　　位	担　　当
伊　藤　豪　朗	常務執行役員	販売推進部門長
山　下　正　洋	常務執行役員	電源事業本部副本部長 兼．部長（立地），上関原子力立地プロジェクト長
重　藤　隆　文	常務執行役員	コンプライアンス推進部門長，管財部門長
芦　谷　　茂	常務執行役員	電源事業本部副本部長

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は，非業務執行取締役である畝川寛，田村浩章，内山田邦夫，野曽原悦子との間に，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

⑶　取締役等の報酬等

①取締役等の報酬等の額

ａ．監査等委員会設置会社移行前

区　　分	人　　数（名）	報酬等の額（百万円）
取　締　役	15	139
監　査　役	5	22
合　　計	20	162

（注）１．平成20年６月27日開催の第84回定時株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
⑴　月額報酬総額　取締役　月額　55百万円以内
　　監査役　月額　15百万円以内
⑵　賞与総額　　取締役　年額140百万円以内
　なお，当年度に係る取締役賞与につきましては，支給しないことといたしました。
２．上記のうち，社外役員４名に対する報酬等の額は８百万円であります。

b．監査等委員会設置会社移行後

区　　分	人　　数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（監査等委員を除く）	11	343
取締役（監査等委員）	4	46
合　　計	15	390

（注）1．平成28年６月28日開催の第92回定時株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
⑴　月額報酬総額　取締役（監査等委員を除く）　月額　45百万円以内
　　取締役（監査等委員）　　月額　10百万円以内
⑵　賞与総額　　取締役（監査等委員を除く）　年額120百万円以内
なお，当年度に係る取締役賞与につきましては，支給しないこととといたしました。
2．上記のうち，社外取締役３名に対する報酬等の額は18百万円であります。

②取締役の報酬決定に関する方針・手続

当社は，取締役会において，取締役の報酬決定に関する方針・手続を定めており，その内容は次のとおりであります。

a．方針

取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬は，以下の方針により決定する。

- 株主総会において承認された総額の範囲内で，経済や社会の情勢を踏まえた適切な水準とする。
- 株主からの付託に応え持続的な成長を可能とするべく，短期的な業績に加え，中長期的な業績も考慮する。
- 基本報酬である月額報酬は，当社の経営環境や業績の状況，各人の役割・責任・前年度の業績に応じて配分する。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は，会社業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため，当社の経営環境・業績を踏まえ，月額報酬とは別に賞与を支給することができる。賞与は各人の業績に応じて配分する。

b．手続

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項は，社外取締役を構成員に含む報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定する。
- 監査等委員である取締役の報酬に関する事項は，監査等委員会において決定する。

⑷ 社外役員の主な活動状況

氏　名	地　位	出席回数/開催回数（出　席　率）			発言状況
		取締役会	監査役会	監査等委員会	
田　村　浩　章	取　締　役	3回/3回（100%）	—	—	経験豊富な経営者の観点などから必要な発言を適宜行っております。
	取　締　役 監査等委員	10回/10回（100%）	—	12回/12回（100%）	
内山田　邦　夫	取　締　役 監査等委員	10回/10回（100%）	—	12回/12回（100%）	リスク管理に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。
野曽原　悦　子	監　査　役	3回/3回（100%）	4回/4回（100%）	—	弁護士としての専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。
	取　締　役 監査等委員	10回/10回（100%）	—	12回/12回（100%）	

5．当社の会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

⑵　会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額（百万円）
①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	80
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	114

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において，会社法に基づく監査報酬額と，金融商品取引法に基づく監査報酬額等とを区分しておらず，実質的にも区分できないため，①の金額には，これらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は，社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け，監査計画の内容，監査の実施状況および報酬見積りの算定根拠（監査日数，報酬単価）を確認し，審議した結果，これらについて適切であると判断したため，会計監査人の報酬等につきまして同意をしております。
3．当社の重要な子会社のうちChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.（中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）は，当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑶　非監査業務の内容

当社の子会社である株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービスは，会計監査人に対して，公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく手続業務を委託し，その対価を支払っております。

⑷　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は，会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由のいずれかに該当すると認められる場合，会計監査人を解任いたします。

また，会計監査人の適格性，独立性等を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合，または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には，監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は，株主・投資家のみなさま，お客さま，地域社会等から信頼され選択される企業であり続けるため，次の方針に従って，必要な組織・制度等を継続的に整備し，中国電力グループ一体となって適正な事業活動を推進していく。

1．当社の取締役，執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑴　取締役会は通常月１回開催し，経営の基本方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに，取締役から定期的に，また必要に応じて，職務執行状況の報告を受け，取締役の職務執行を監督する。また，執行役員に対して，必要に応じて職務執行の状況について，取締役会への報告を求める。

⑵　取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項について十分に審議するため，経営会議を原則として毎週開催する。

⑶　執行役員に業務執行を担わせることにより，取締役会の意思決定および監督機能の強化，ならびに業務執行の効率化を図る。

⑷　中国電力グループのＣＳＲ行動憲章および中国電力企業倫理綱領を制定し，取締役および執行役員がこれを率先垂範するとともに，自らの役割として使用人に対しその定着と徹底を図る。

⑸　取締役会の諮問機関として，会長を委員長とし，社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置し，コンプライアンスに関する重要事項を審議する。また，コンプライアンスの推進を総括する組織を設置し，企業倫理・法令遵守の徹底を図るべく，コンプライアンス推進に係る諸制度の継続的な整備・充実，取締役，執行役員および使用人に対する教育等を行う。

⑹　法令違反行為等の未然防止と是正を図るため，社内および社外（弁護士事務所）に直接相談・通報できる企業倫理相談窓口を設置し，相談者保護を含めた的確な対応を行う。

⑺　各組織の長は，それぞれの組織内においてコンプライアンスに関する自己点検や教育等を行うとともに，業務運営に関する諸制度の整備を継続的に行う。

⑻　財務報告に係る内部統制を総括する組織を設置し，財務報告の信頼性確保に係る制度の整備，指導・調整を行う。

⑼　市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等への対応を総括する組織を設置し，反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み，断固として対決する。

⑽　業務執行ラインから独立した内部監査組織を設置し，業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。

2．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴　リスク管理基本方針およびリスク管理規程を定め，各組織において各種リスクの洗い出し，評価，対応策の検討を行い，経営計画等に反映して継続的にリスク管理を実践する。

(2) リスク管理を総括する組織を設置し，リスク管理に係る必要な指導・調整を行うとともに，社長執行役員を議長とするリスク戦略会議を設置し，重大な経営リスクへの対応方針等を総合的に検討する。
(3) 非常災害その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には，対策本部等を設置して，情報を一元的に収集・管理し迅速かつ円滑に対策を実施するとともに，適時・的確な情報公開を行う。

3．当社の取締役および執行役員の職務執行に係る情報保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る文書（電子文書を含む。）等については，文書規程等に基づき，法令に定めがあるものについては少なくともその期間，法令に定めがないものについても必要な保存期間を定め，適切に保存・管理する。

4．当社の取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営の基本方針・目標を明確化し，経営計画制度によるマネジメントサイクルを的確に回すことにより，効率的な事業運営を推進する。
(2) 適切に組織（組織機構・業務分掌・職務権限）・制度・情報システムの整備を行い，効率的に職務執行が行われる体制を継続的に整備する。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ企業の取締役，執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することならびに取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
ａ．グループ企業管理を総括する組織を設置するとともに，グループ経営の方針・目標を定め，グループ一体となった効率的な事業運営を推進する。また，グループ企業管理に係る諸制度を整備し，各企業の事業活動を適切に指導・支援する。
ｂ．グループ企業におけるコンプライアンスを推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
ｃ．当社が設置する企業倫理相談窓口は，グループ企業に係る相談・通報に的確な対応を行う。
ｄ．当社の内部監査組織は，グループ企業における業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。
(2) グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
(3) グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
ａ．グループ経営に重大な影響を及ぼす事項を実施する場合には，当社への協議または報告を求める。
ｂ．上記ａ．以外でグループ企業において，コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合，または発生が見込まれる場合には，当社への報告を求める。

6．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令外の組織として，監査等委員会の職務を補助する専任組織を設置し，必要な使用人を配置する。当該使用人については，取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る業務を兼務させず，もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わせるものとし，また，人事に関する事項については，監査等委員会の同意を得たうえで行う。

7．当社の監査等委員会への報告に関する体制

⑴ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

ａ．監査等委員会は，経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させることができる。

ｂ．取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，監査等委員会への報告事項に該当する事実が発生した場合または発生が見込まれる場合には，速やかに報告を行う。

⑵ グループ企業の取締役，執行役員，監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への協議・報告，企業倫理相談窓口へのグループ企業に係る相談・通報を受けた当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，遅滞なく当社の監査等委員会に報告を行う。

⑶ 当社の監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会に報告した者に対して，その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし，そのための体制を整備する。

8．当社の監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）のために請求した費用等については，当社は，それが当該監査等委員の職務に必要がないことを証明した場合を除き，速やかに処理を行う。

9．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 代表取締役は，監査等委員会との意見交換のための会合を定期的に行い，経営全般について相互に認識を深める。

⑵ 取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，監査等委員会が選定する監査等委員から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は，速やかにこれに応じる。また，内部監査組織は，監査等委員会に内部監査結果を適宜報告するなど，監査の実効性を高めるため，監査等委員会との連携を図る。

〔注〕グループ企業とは，会社法上の子会社および持分法を適用する関連会社とする。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

○　迅速・果断な意思決定を可能とするとともに，さらなる経営の透明性・公平性の向上および監督機能の強化を図ることを目的として，昨年６月28日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

　また，監査等委員会設置会社への移行にあわせて経営機構における「監督」と「執行」の役割を明確にするため，業務執行体制を整備し，役付執行役員を新設しております。

○　中国電力グループ経営ビジョンのもと，中期経営計画を策定のうえ，電気事業を中心とした事業を展開するにあたり，取締役会を13回開催し，経営の基本方針等の決定を行うとともに業務執行状況等の報告を受け，取締役の職務執行を監督しております。

　また，企業倫理委員会を４回開催し，コンプライアンス推進施策や企業倫理相談窓口への対応に関する社外有識者等からの積極的な提言・意見等をもとに，コンプライアンスの推進に継続的に取り組んでおります。

　なお，コーポレートガバナンス・コードに定める各原則については，当年度からすべて実施し，その旨を開示しております。

○　事業活動に潜むリスクを的確に把握し，未然防止に向けた施策を実施するとともに，その対応状況を毎年経営会議に報告を行っております。また，危機に際しては，迅速かつ適切に対応するため，危機管理責任者（コンプライアンス推進部門長）に経営リスク情報を一元的に集約する危機管理体制のもとで危機の最小化に向けて取り組んでおります。

○　グループ経営要綱において，グループ経営の原則およびグループ企業の管理・支援等のしくみを定めており，グループ中期経営計画および重要事項に関する協議・報告ならびに社長会議等を通じて，グループ企業の事業活動に対する指導・支援等を行っております。また，グループ企業の取締役をメンバーとするエネルギアグループコンプライアンス・リスク管理責任者会議を２回開催し，グループ企業のコンプライアンスの推進およびリスク管理について指導・支援等を行っております。

○　当社の考査部門は，内部監査基本計画に基づき，監査等委員会および会計監査人と連携を図りながら，当社およびグループ企業の監査を実施しております。

○　当社およびグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす事項等については，監査等委員会への報告規程に基づき，速やかに監査等委員会へ報告を行っております。

　また，監査等委員会は，意思決定の経過および業務執行の状況を把握するため，経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させております。

　監査等委員会の監査が実効的に行われることを目的として，代表取締役と監査等委員４名（うち社外取締役３名）をメンバーとする意見交換会を２回開催し，ガバナンス体制のあり方等に対する意見交換を実施しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**2,756,698**	**固定負債**	**1,863,747**
電気事業固定資産	**1,316,657**	社債	741,956
水力発電設備	120,568	長期借入金	951,779
汽力発電設備	181,689	退職給付に係る負債	69,160
原子力発電設備	90,607	資産除去債務	77,376
送電設備	312,685	その他の固定負債	23,473
変電設備	142,501		
配電設備	366,652	**流動負債**	**574,275**
業務設備	78,248	１年以内に期限到来の固定負債	267,557
休止設備	19,217	短期借入金	69,245
その他の電気事業固定資産	4,485	支払手形及び買掛金	57,818
その他の固定資産	**127,514**	未払税金	9,408
固定資産仮勘定	**771,968**	その他の流動負債	170,246
建設仮勘定及び除却仮勘定	763,091		
原子力廃止関連仮勘定	8,876	**引当金**	**81,569**
核燃料	**147,485**	渇水準備引当金	1,220
装荷核燃料及び加工中等核燃料	147,485	原子力発電工事償却準備引当金	80,348
投資その他の資産	**393,073**		
長期投資	137,705	**負債合計**	**2,519,592**
退職給付に係る資産	46,623		
繰延税金資産	62,586	**株主資本**	**550,944**
その他の投資等	146,335	**資本金**	**185,527**
貸倒引当金（貸方）	△ 177	**資本剰余金**	**17,068**
		利益剰余金	**387,088**
		自己株式	**△ 38,739**
流動資産	**344,055**	**その他の包括利益累計額**	**26,425**
現金及び預金	65,233	**その他有価証券評価差額金**	**22,809**
受取手形及び売掛金	106,610	**繰延ヘッジ損益**	**△ 247**
短期投資	65,000	**為替換算調整勘定**	**△ 305**
たな卸資産	53,383	**退職給付に係る調整累計額**	**4,168**
繰延税金資産	9,996	**非支配株主持分**	**3,791**
その他の流動資産	44,314		
貸倒引当金（貸方）	△ 482	**純資産合計**	**581,162**
合計	**3,100,754**	**合計**	**3,100,754**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**1,165,859**	**営業収益**	**1,200,379**
電気事業営業費用	1,065,288	電気事業営業収益	1,096,722
その他事業営業費用	100,571	その他事業営業収益	103,657
営業利益	(34,520)		
営業外費用	**29,798**	**営業外収益**	**14,768**
支払利息	20,806	受取配当金	1,216
その他の営業外費用	8,992	受取利息	425
		持分法による投資利益	4,477
		その他の営業外収益	8,649
当期経常費用合計	**1,195,658**	**当期経常収益合計**	**1,215,147**
当期経常利益	**19,489**		
渇水準備金引当又は取崩し	**785**		
渇水準備金引当	785		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	**2,793**		
原子力発電工事償却準備金引当	2,793		
税金等調整前当期純利益	**15,911**		
法人税等	**4,962**		
法人税等	2,627		
法人税等調整額	2,335		
当期純利益	**10,948**		
非支配株主に帰属する当期純損失	**392**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**11,341**		

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	
当連結会計年度期首残高	185,527	17,103	393,859	△15,169	581,320	20,448	△ 448	△ 304	3,347	4,170
当連結会計年度変動額										
剰余金の配当			△18,112		△18,112					
親会社株主に帰属する当期純利益			11,341		11,341					
自己株式の取得				△23,599	△23,599					
自己株式の処分		△ 0		3	2					
その他		△ 34		26	△ 8					
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						2,361	200	△ 0	821	△ 379
当連結会計年度変動額合計	－	△ 35	△ 6,770	△23,570	△30,375	2,361	200	△ 0	821	△ 379
当連結会計年度末残高	185,527	17,068	387,088	△38,739	550,944	22,809	△ 247	△ 305	4,168	3,791

（注）その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄は記載を省略している。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**2,578,851**	**固定負債**	**1,820,154**
電気事業固定資産	**1,355,736**	社債	741,956
水力発電設備	121,774	長期借入金	915,410
汽力発電設備	183,141	長期未払債務	5,043
原子力発電設備	91,787	関係会社長期債務	12,280
内燃力発電設備	1,994	退職給付引当金	56,842
新エネルギー等発電設備	2,047	資産除去債務	76,781
送電設備	317,422	雑固定負債	11,839
変電設備	146,493		
配電設備	392,435	**流動負債**	**555,276**
業務設備	79,421	１年以内に期限到来の固定負債	263,836
休止設備	19,217	短期借入金	67,035
附帯事業固定資産	**121**	買掛金	48,597
事業外固定資産	**4,138**	未払金	25,735
固定資産仮勘定	**779,705**	未払費用	63,578
建設仮勘定	768,853	未払税金	7,812
除却仮勘定	1,975	預り金	809
原子力廃止関連仮勘定	8,876	関係会社短期債務	45,408
核燃料	**147,485**	諸前受金	31,880
装荷核燃料	7,034	雑流動負債	582
加工中等核燃料	140,450		
投資その他の資産	**291,664**	**引当金**	**81,569**
長期投資	126,615	渇水準備引当金	1,220
関係会社長期投資	45,236	原子力発電工事償却準備引当金	80,348
長期前払費用	28,688		
前払年金費用	37,490	**負債合計**	**2,457,001**
繰延税金資産	53,674		
貸倒引当金（貸方）	△ 40	**株主資本**	**407,424**
		資本金	**185,527**
流動資産	**296,929**	**資本剰余金**	**16,727**
現金及び預金	56,874	資本準備金	16,676
売掛金	89,976	その他資本剰余金	51
諸未収入金	20,118	**利益剰余金**	**243,514**
短期投資	65,000	利益準備金	46,381
貯蔵品	41,301	その他利益剰余金	197,132
前払金	5	海外投資等損失準備金	11
前払費用	3,629	特定災害防止準備金	58
関係会社短期債権	8,049	別途積立金	158,500
繰延税金資産	8,131	繰越利益剰余金	38,562
雑流動資産	4,209	**自己株式**	△ **38,345**
貸倒引当金（貸方）	△ 367		
		評価・換算差額等	**11,355**
		その他有価証券評価差額金	11,603
		繰延ヘッジ損益	△ 247
		純資産合計	**418,779**
合計	**2,875,781**	**合計**	**2,875,781**

損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**1,092,973**	**営業収益**	**1,121,789**
電気事業営業費用	1,072,985	電気事業営業収益	1,100,731
水力発電費	22,316	電灯料	375,227
汽力発電費	258,017	電力料	542,203
原子力発電費	51,057	地帯間販売電力料	2,056
内燃力発電費	2,460	他社販売電力料	39,510
新エネルギー等発電費	163	託送収益	9,421
地帯間購入電力料	1,847	事業者間精算収益	4,328
他社購入電力料	300,962	再エネ特措法交付金	115,536
送電費	53,110	電気事業雑収益	12,446
変電費	27,611		
配電費	111,296		
販売費	33,014		
休止設備費	3,066		
一般管理費	66,169		
接続供給託送料	7		
原子力廃止関連仮勘定償却費	4,605		
再エネ特措法納付金	105,594		
電源開発促進税	22,948		
事業税	9,319		
電力費振替勘定（貸方）	△ 585		
附帯事業営業費用	19,988	附帯事業営業収益	21,058
ＬＮＧ供給事業営業費用	16,640	ＬＮＧ供給事業営業収益	17,649
石炭販売事業営業費用	3,348	石炭販売事業営業収益	3,408
営業利益	(28,816)		
営業外費用	**27,418**	**営業外収益**	**14,796**
財務費用	20,809	財務収益	6,449
支払利息	20,258	受取配当金	6,041
社債発行費	551	受取利息	408
事業外費用	6,608	事業外収益	8,346
固定資産売却損	143	固定資産売却益	364
雑損失	6,465	雑収益	7,981
当期経常費用合計	**1,120,392**	**当期経常収益合計**	**1,136,586**
当期経常利益	**16,193**		
渇水準備金引当又は取崩し	**785**		
渇水準備金引当	785		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	**2,793**		
原子力発電工事償却準備金引当	2,793		
		特別利益	**4,699**
		関係会社株式売却益	4,699
税引前当期純利益	**17,314**		
法人税等	**2,645**		
法人税等	116		
法人税等調整額	2,528		
当期純利益	**14,669**		

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金							
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当事業年度期首残高	185,527	16,676	51	46,381	13	57	156,000	44,518	△14,749	434,477	9,463	△ 448
当事業年度変動額												
海外投資等損失準備金の取崩					△ 2			2		－		
特定災害防止準備金の積立						1		△ 1		－		
別途積立金の積立							2,500	△ 2,500		－		
剰余金の配当								△18,125		△18,125		
当期純利益								14,669		14,669		
自己株式の取得									△23,599	△23,599		
自己株式の処分			△ 0						3	2		
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額（純額）											2,139	200
当事業年度変動額合計	－	－	△ 0	－	△ 2	1	2,500	△ 5,955	△23,596	△27,053	2,139	200
当事業年度末残高	185,527	16,676	51	46,381	11	58	158,500	38,562	△38,345	407,424	11,603	△ 247

（注）資本剰余金，利益剰余金，評価・換算差額等及び純資産の各合計欄は記載を省略している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小松原　浩　平　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　前　田　貴　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　田　真　也　㊞

当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，中国電力株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては，連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，中国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小松原　浩　平　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　前　田　貴　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　田　真　也　㊞

当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，中国電力株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの平成28年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては，計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は，上記の計算書類及びその附属明細書が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は，平成28年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）における取締役の職務の執行について，監査いたしました。その方法および結果につき，以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は，会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について，取締役，執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け，必要に応じて説明を求めるとともに，下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針，職務の分担等に従い，会社の内部監査部門およびその他関係部門と連携の上，重要な会議に出席し，取締役，執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また，子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書，連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類(貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

中国電力株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）	畝　川　　寛 ㊞
監査等委員	田　村　浩　章 ㊞
監査等委員	内山田　邦　夫 ㊞
監査等委員	野曽原　悦　子 ㊞

（注）　監査等委員田村浩章，内山田邦夫および野曽原悦子は，会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

＜会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞

第１号議案から第２号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は，株主のみなさまに対して１株につき50円の安定配当を継続することを，剰余金の処分にあたっての基本方針としております。

当年度の業績は，大幅な減益となりましたが，上記の基本方針を踏まえ，期末配当につきましては，１株につき25円といたしたいと存じます。これにより，当年度における配当金は，昨年11月にお支払いいたしました中間配当とあわせて１株につき50円となります。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当社株式１株につき金25円　総額8,613,311,375円

⑶　期末配当が効力を生じる日
　　平成29年６月29日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役全員（11名）は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，監査等委員である取締役を除く取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお，監査等委員会から，本議案については，監査等委員である社外取締役３名が出席する指名委員会での審議を経て，取締役会において適切に決定されており，特段の指摘事項はないとの意見を得ております。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
1	苅田（かりた）　知英（ともひで） （昭和23年８月17日生） 33,525株	昭和47年４月　当社入社 平成17年６月　当社取締役経営企画部門部長（経営計画） 平成18年６月　当社常務取締役経営企画部門長 平成19年２月　当社常務取締役経営企画部門長，企業再生プロジェクト長 平成20年２月　当社常務取締役経営企画部門長 平成20年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長 平成22年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長 平成23年６月　当社取締役社長上関原子力立地プロジェクト長 平成25年６月　当社取締役社長 平成28年４月　当社取締役会長 平成28年６月　当社代表取締役会長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 中国経済連合会会長
	【取締役候補者とした理由】 社長として当社の業務執行を担った経験を活かし，現在は取締役会議長として当社の経営方針・計画の決定に主導的な役割を担うべく，経験に裏付けられた的確な観点から業務執行に対する監督を総括しております。当社のガバナンス向上とともに，さらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>清水（しみず）　希茂（まれしげ）
（昭和27年２月19日生）
26,400株</td><td>昭和49年４月　当社入社
平成21年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，
電源事業本部島根原子力本部長
平成23年６月　当社取締役副社長コンプライアンス推進部門長，
エネルギア総合研究所長
平成24年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，
原子力強化プロジェクト長
平成25年６月　当社取締役副社長電源事業本部長
平成28年４月　当社取締役社長
平成28年６月　当社代表取締役社長執行役員
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
当社の主要分野における責任者を歴任し，現在は社長執行役員として業務執行を統括しております。経営全般に関する豊富な知見に加え柔軟な発想を活かし，域外供給や海外事業など収益力の強化に向けた取り組みを着実に進めており，強いリーダーシップを持った経営のかじ取りが期待できることから候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>迫谷（さこたに）　章（あきら）
（昭和26年10月10日生）
11,400株</td><td>昭和52年４月　当社入社
平成23年６月　当社常務取締役広報・環境部門長
平成24年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，管財部門長
平成25年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，
上関原子力立地プロジェクト長
平成27年６月　当社取締役副社長電源事業本部副本部長，
上関原子力立地プロジェクト長
平成28年４月　当社取締役副社長電源事業本部長，
上関原子力立地プロジェクト長
平成28年６月　当社代表取締役副社長執行役員電源事業本部長
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
電源事業本部を基軸に幅広い分野の責任者を歴任し，経営全般に関する豊富な知見・経験を有しております。広い視野と的確な判断力を活かし，当社の特徴を踏まえた電源の競争力の強化に手腕を発揮しており，今後のさらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>わたなべ　　のぶお
渡　部　　伸　夫
（昭和29年10月31日生）
12,500株</td><td>昭和52年４月　当社入社
平成23年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長
平成25年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，
電源事業本部島根原子力本部副本部長，島根支社長
平成27年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，
原子力強化プロジェクト長
平成28年６月　当社代表取締役副社長執行役員お客さまサービス本部長
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
お客さまサービス本部長として，電力供給に係る業務品質の維持・向上に取り組んでおります。冷静沈着な人柄とこれまで培った幅広い人脈をもとに，当社の経営基盤となる地域との連携強化等を図り，さらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>おがわ　　もりよし
小　川　　司　徳
（昭和29年８月25日生）
11,900株</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成24年６月　当社常務取締役人材活性化部門長
平成28年６月　当社代表取締役副社長執行役員人材育成担当，考査部門長，
人材活性化部門長，原子力強化プロジェクト長
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
人事労務の分野に長年携わり，経営環境の変化に応じた人事制度設計に尽力するほか，的確な判断力と強い実行力を活かし原子力安全文化の醸成にも取り組んでおります。その実績および豊富な知見により今後のさらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>まつむら　ひでお
松　村　　秀　雄
（昭和30年９月９日生）
10,200株</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成24年６月　当社常務取締役コンプライアンス推進部門長
平成26年６月　当社常務取締役コンプライアンス推進部門長，管財部門長
平成28年６月　当社取締役常務執行役員グループ経営推進部門長
現在に至る
〔重要な兼職の状況〕
㈱エネルギア・ビジネスサービス取締役社長
㈱中電工社外監査役</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
総務・コンプライアンス部門を中心とした豊富な経験と知見を有しており，現在は，大局的な判断力を活かし，グループ経営基盤の強化等の中核を担っております。当社とグループ企業が連携した事業展開に向けた的確な業務運営が期待できることから候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>ひらの　まさき
平　野　　正　樹
（昭和28年４月23日生）
7,700株</td><td>平成18年１月　経済産業省通商政策局通商交渉官
平成18年７月　同　退官
平成18年７月　電気保安協会全国連絡会議専務理事
平成21年６月　同　退職
平成21年６月　当社執行役員経営企画部門部長（電源調達）
平成23年６月　当社上席執行役員経営企画部門部長（設備・技術）
平成24年６月　当社上席執行役員環境部門長
兼．エネルギア総合研究所長
平成25年６月　当社常務取締役環境部門長，情報通信部門長，
エネルギア総合研究所長
平成27年６月　当社常務取締役国際事業部門長，環境部門長，
エネルギア総合研究所長
平成28年６月　当社取締役常務執行役員国際事業部門長，環境部門長，
エネルギア総合研究所長
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
社内外での幅広い業務経験・人脈を有しており，海外事業の展開，研究開発など将来を見据えた成長事業の育成・拡大に成果をあげております。優れた先見性や論理的考察力を活かし，当社の持続的な成長に向けた的確な業務運営が期待できることから候補者としております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名（生年月日）
所有する当社株式の数</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>まつおか　　ひでお
松　岡　　秀　夫
（昭和30年９月30日生）
7,000株</td><td>昭和54年４月　当社入社
平成24年６月　当社執行役員流通事業本部副本部長
平成26年６月　当社常務取締役流通事業本部長
平成27年６月　当社常務取締役流通事業本部長，情報通信部門長
平成28年６月　当社取締役常務執行役員流通事業本部長，情報通信部門長
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
流通事業本部長として安定的かつ経済的な系統運用・需給運用に努めるほか，ＩＴ戦略の立案や情報セキュリティの強化にも主導的役割を果たしております。豊富な業務経験のもとで培われた優れた洞察力や論理的考察力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>いわさき　　あきまさ
岩　崎　　昭　正
（昭和31年３月21日生）
8,300株</td><td>昭和54年４月　当社入社
平成24年６月　当社執行役員電源事業本部島根原子力本部島根原子力発電所長
兼．電源事業本部島根原子力本部島根原子力建設所長
平成26年６月　当社執行役員電源事業本部部長（原子力管理）
平成27年６月　当社常務取締役電源事業本部部長（原子力管理）
平成28年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部部長（原子力管理）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
入社以来原子力部門に従事し，同分野に関する豊富な経験・知見を有しております。原子力発電所の稼働に向けた新規制基準適合性審査対応，地域との信頼関係構築等に誠実に取り組み，優れた判断力や実行力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏　名（生年月日） 所有する当社株式の数	略歴および地位・担当 〔重要な兼職の状況〕
10	あしたに　しげる 芦谷　茂 （昭和31年４月７日生） 11,252株 新任	昭和54年４月　当社入社 平成23年６月　当社執行役員電源事業本部副本部長 兼．部長（総括） 平成25年６月　当社執行役員鳥取支社長 兼．電源事業本部島根原子力本部副本部長 平成28年６月　当社常務執行役員電源事業本部副本部長 現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 火力部門における豊富な経験・知見を有するエキスパートで，近年は支社長を務め地域との関係構築に取り組むなど幅広く実績を積んでおります。前向きな姿勢で組織力を向上させることに長けており，的確な業務運営が期待できることから新たに候補者としております。	
11	しげとう　たかふみ 重藤　隆文 （昭和32年３月23日生） 7,200株 新任	昭和54年４月　当社入社 平成23年６月　当社執行役員岡山支社長 平成25年６月　当社上席執行役員管財部門長 平成26年６月　当社執行役員東京支社長 平成28年６月　当社常務執行役員コンプライアンス推進部門長，管財部門長 現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 用地部門に長年携わり，現在は用地部門に加え総務・コンプライアンス部門の責任者としてコンプライアンス最優先の業務運営の推進において中核的役割を担っております。誠実かつ緻密な業務運営，当社ガバナンス強化への貢献が期待できることから新たに候補者としております。	

（注）候補者と当社との間の特別の利害関係

⑴　当社は，芦谷茂氏が代表取締役副社長を務めるエア・ウォーター＆エネルギア・パワー山口㈱の借入れに対して債務保証をしております。また，当社は，同氏が代表取締役社長を務める千葉パワー㈱と，石炭火力発電所の開発に向けた検討業務に関して平成29年６月末までに契約を締結する予定であります。

⑵　その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

＜株主提案（第３号議案から第８号議案まで）＞

第３号議案から第８号議案までは，株主（93名）からのご提案によるものであります。
なお，提案株主の議決権の数は，742個であります。

第３号議案　定款一部変更の件（１）

送配電事業は，所有分離とする

▼提案の内容

定款に第８章として，「送配電事業は，所有分離とする」を追加する。

第８章　送配電事業は，所有分離とする。

▼提案の理由

当社は２０２０年４月から実施される「送配電分離」に向けて，今秋より本格的な準備に入るとされています。

発送配電分離とは，大手電力の発電部門，送配電部門，小売り部門をこれまでの独占所有形態から，それぞれを切り離す組織再編です。１３年４月に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」の仕上げとなるものです。

東京電力福島第一原発事故に起因し，１５年の「全国の電力融通を指揮する広域的運営推進機関」設立，１６年４月の「小売りの全面自由化」，そしてこの度の「送配電事業の分離」となりました。

昨年からの「小売りの全面自由化」により，多くの小売り事業者が参入しています。しかし，当社が考えている「送配電部門」を子会社とする分社化案では，分離による自主性・中立性・公平性は確保されず，公平な立場で競争する環境を整えるという，本来の目的は達成されません。

そのために送配電事業は，「所有分離」によって行われることです。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

送配電部門の一層の中立性を確保するため，平成27年６月に成立した改正電気事業法において，平成32年４月までに送配電部門の法的分離を実施するとともに，人事や会計等に係る行為規制が講じられることになりました。

当社としては，こうした法令の要請に着実に対応していくことで，送配電部門の一層の中立性を確保してまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第４号議案　定款一部変更の件（２）

原子力発電所再稼働に向けての規程

▼提案の内容

定款に第９章として，「原子力発電所再稼働に向けての規程」を追加する。

第９章　原子力発電所再稼働に向けての規程

第４２条　原子力発電所再稼働に向けては，立地自治体及び立地県の同意を得て行う。また，原子力発電所周辺３０ｋｍ圏内及び避難受け入れ自治体の承認を得る。

第４３条　原子力発電所事故時の防災訓練，避難計画については，本会社において計画などを策定し，訓練などを実施した後に，自治体からの再稼働の承認を得る。

▼提案の理由

原子力発電所周辺自治体では，一旦原発事故が起これば，福島第一原発事故に見られるように，多くの住民に不安や犠牲を押し付けてしまうことになります。

島根県は２０１２年１１月，島根原発の防災計画について隣県の岡山・広島両県との間において，「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定しました。

計画では，原子力発電所３０ｋｍ圏内の住民の内，約２７万人を，岡山県・広島県において避難者を受け入れることになっています。また鳥取県米子，境港両市の住民は，同県東部地域に避難する計画になっています。

実際に福島第一原発の事故で３０ｋｍ以遠にも被害が及んだことも踏まえ，ＵＰＺ外の地方公共団体でも必要に応じて緊急時に円滑な防護対策を可能とするため，事前の対策について改めて検討を行うことが必要です。

原子力発電所の運転に当たっては，影響を受ける自治体と，運転是非を含んだ安全協定を結ぶことは必須です。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社は，島根原子力発電所について，新規制基準への適合はもちろんのこと，新たな知見も積極的に収集し，さらなる安全性を不断に追求することで，原子力発電所の安全確保に万全を期しております。

そのうえで，当社は，関係自治体２県６市と安全協定を締結しており，この協定に基づき，関係自治体と協調し，住民の安全確保に適正かつ真摯に対応してまいります。

また，原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画を作成しており，この中で，関係自治体に対し，防災上必要な要員の派遣および防災資機材の提供その他必要な措置を講じることとしております。

さらに，現在，内閣府が主催する島根地域原子力防災協議会において，広域避難計画の実効性向上に向けた協議・検討が行われているところであり，当社としては，こうした場などでの

関係自治体等からのご要望等に対し，真摯に対応してまいります。
したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第５号議案　定款一部変更の件（３）

原子力防災費用の負担

▼提案の内容

定款に第１０章として，「原子力防災費用の負担」を追加する。

第１０章　原子力防災費用の負担

第４４条　原子力防災費用は本会社が全額負担する。

▼提案の理由

現在，原子力発電所における重大事故発生に関しては，放射性物質流出によって住民が避難を強いられるようなこととなった場合，その対策費用は全額国が負担することとなっています。また，住民の避難計画策定及びそのための訓練など，防災対策費用も同様に国が負担することとなっています。

その国庫負担金は国民が納めたものですが，原子力発電所の事故による環境や住民の健康への影響などは，企業による営利を追求する業務の結果，生じるものです。従って，その防災対策費用を国民が負担する謂れはなく，会社が所有する原子力発電所に関わる防災対策費用は，全額を会社が負担するものとします。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

万が一，原子力損害が発生した場合には，原子力損害の賠償に関する法律により，原子力事業者が賠償責任を負うこととなっており，「賠償措置額」を上回る賠償責任が生じたときには，原子力損害賠償・廃炉等支援機構法により，賠償の迅速かつ適切な実施等に向け，同機構から原子力事業者に対して必要な資金援助等が行われるよう定められています。

当社は，島根原子力発電所について，新規制基準への適合はもちろんのこと，新たな知見も積極的に収集し，さらなる安全性を不断に追求することで，原子力発電所の安全確保に万全を期しております。

そのうえで，原子力事業者防災業務計画の中で，関係自治体に対し，防災上必要な要員の派遣および防災資機材の提供その他必要な措置を講じることとしており，また，関係自治体が主催する原子力防災訓練に参画し，緊急時対応の連携を図ることとしており，今後も，原子力事業者として最大限の役割を果たしてまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第６号議案　定款一部変更の件（４）

原子力発電所の中止

▼提案の内容

定款に第１１章として，「原子力発電所の中止」を追加する。

第１１章　原子力発電所の中止

第４５条　上関原子力発電所建設計画の白紙撤回を行う。

第４６条　島根原子力発電所２号機は再稼働しないで廃炉にする。

第４７条　島根原子力発電所３号機は運転をしない。

▼提案の理由

原子力発電所の運転は，福島第一原発事故の教訓を踏まえるならば中止すべきです。再びあのような惨劇を繰り返してはなりません。

原子力発電所の運転は，子々孫々まで放射能汚染の危険を強いるものであり，地震国日本では到底，許されるものではありません。当社は，原子力に頼らない電力会社として再生すべきです。

山口県上関原子力発電所の建設計画は白紙撤回することです。そして，長年にわたって地域住民に混乱を強いてきたことを謝罪しなければなりません。現在，原子力規制委員会で審査が行われている島根原子力発電所２号機の適合性審査申請を撤回し，島根原発２号機は廃炉とすることです。ほぼ完成したといわれている島根原子力発電所３号機については，直ちに建設を取りやめることです。

福島原発事故以降，電力の供給に支障は生じていません。原発を再稼働しなくても必要な電力は確保できていることから，直ちに原子力発電所は取りやめるべきです。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

資源の乏しいわが国において，将来にわたり電力を安定的かつ低廉にお届けしていくためには，特定のエネルギー源に過度に依存することなく，各種電源の特徴を活かしながらバランスよく活用していくことが重要であります。

原子力は，安全の確保を大前提に，供給安定性，経済性，環境保全の観点から重要な役割を担うベースロード電源と位置付けられており，当社としては，島根・上関の両地点において，新たな知見にも適切に対応しながら安全確保に万全を期し，みなさまに安心していただける発電所となるよう引き続き取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第７号議案　定款一部変更の件（５）

使用済み核燃料の再処理は行わない

▼提案の内容

定款に第１２章として，「使用済み核燃料の再処理は行わない」を追加する。

第１２章　使用済み核燃料の再処理は行わない

第４８条　本会社は，原発の使用済み核燃料の再処理は行わない。

第４９条　本会社は，使用済み核燃料の再処理費用は引き当てしない。

第５０条　使用済み核燃料は，青森県六ケ所村の核燃料再処理施設へは持ち込まず，本会社の敷地内において保管管理する。

▼提案の理由

使用済み核燃料再処理によって得られるプルトニウムを使う高速増殖炉「もんじゅ」は，度重なる事故などにより２２年間に約２５０日しか稼働できませんでした。

これまで「もんじゅ」には，１兆円を超す税金が投じられました。危険性・経済性などの理由により，多くの国民から強い非難を受け，そのため政府も昨年暮れ，「もんじゅ」の廃炉を決定しました。

もんじゅを廃炉にした以上，高速増殖炉を軸とした核燃料サイクルが回ることはあり得ません。今こそ，核燃料サイクル政策は止める時です。

そもそも高速炉は，ナトリウム漏出による火災事故を起こしやすいという問題点も抱えています。

国は，プルトニウムを通常の原子力発電所で用いるプルサーマルという選択肢もあるとしていますが，通常の原子力発電所はプルトニウムを使用する設計になっていないという根本的な問題点があります。必要とされないプルトニウム，従って使用済み核燃料再処理はやめるべきです。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

我が国のエネルギー基本計画においては，エネルギー資源の有効利用，高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から，原子燃料サイクルを推進することが基本的方針として示されています。また，昨年12月の原子力関係閣僚会議において，「もんじゅ」の廃止措置への移行に係る政府方針が決定された際にも，高速炉開発を含む原子燃料サイクル推進の方針が堅持されており，当社としても，この国の方針に基づき，原子燃料サイクルの推進に取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第８号議案　定款一部変更の件（６）

石炭火力発電所の中止

▼提案の内容

定款に第１３章として，「石炭火力発電所の中止」を追加する。

第１３章　石炭火力発電所の中止

第５１条　大型火力発電所とりわけ石炭火力発電所は，大量の二酸化炭素を排出し，地球温暖化防止のために建設しない。

▼提案の理由

当社は，現在３地点において石炭火力発電計画を進めています。中国地方では三隅発電所２号機（１００万kW），関東地域ではJFEと共同で蘇我発電所（１０７万kW），さらに海外初のマレーシア石炭火電事業への出資です。

天然ガスの２倍以上の二酸化炭素を排出する石炭火力は，２０１６年１１月発効した地球温暖化防止のパリ協定「２１００年０．３℃～１．７℃上昇に抑えるためには，今世紀下半期にはCO2排出を実質的にゼロにする」と相いれません。

また２０１４年，気候変動に関する政府間パネルから「人為起源の二酸化炭素の累積排出量は世界平均気温上昇と比例関係にある」という知見が明らかにされました。

さらに国際エネルギー機関も，「世界のエネルギー関連の既設・新設のインフラ施設は，２０３５年までに累積で許容量の８１％の二酸化炭素を排出することになる」と警告しています。

地球温暖化，大気汚染の元凶である石炭火電はやめるべきです。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社としては，石炭火力は，供給安定性，経済性に優れていることから今後も引き続き活用していくよう考えておりますが，その開発にあたっては，最新鋭の技術を採用するなど，環境負荷を可能な限り低減してまいります。

三隅発電所２号機の開発は，経年化が進む既設火力発電所の代替として，千葉市やマレーシアでの石炭火力発電事業は，当社グループの強みが活かせる新たな収益基盤を確立する取り組みとして，それぞれ検討・開発を進めていくこととしております。

また，「大崎クールジェンプロジェクト」による石炭火力の高効率化・クリーン化に資する技術開発などについても引き続き取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

以　上

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内

会　　場　　広島市中区小町４番33号
当社本店（大会議場）

最寄り電車・バス停　「中電前」

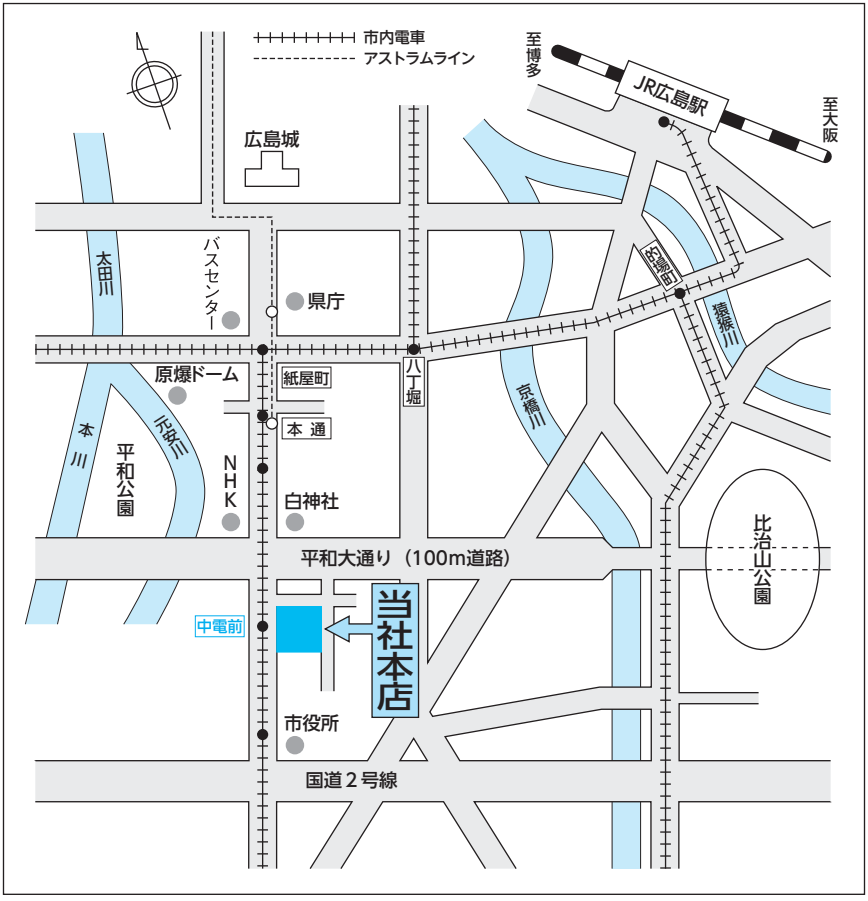

公共交通機関等をご利用いただき，お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。